

## 経費（交通費等）支払いに関する規則

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人京都府言語聴覚士会（以下当法人）の会務を運営するために、役員、局員、部員、委員（以下役員等）が要した経費（以下交通費等）の支払いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（交通費等の支給）

第2条 役員等が当法人運営のために会議に出席した場合、その他必要な出張をした場合、当該役員に対し交通費等を支給する。

（交通費等の計算）

第3条 交通費等は、最も経済的な経路及び方法で計算する。やむを得ない事情により最も経済的な経路及び方法によって移動できない場合は、実際に使用した経路及び方法により支給する。

（交通費等の請求手続き）

第4条 交通費等の支給を受けようとする役員等は、別に定める申請書に記載（必要な書類がある場合は添付）し財務部に提出しなければならない。

附則

- 1 本規則の改廃は、理事会の決議を経て総会で報告する
- 2 本規則は、平成28年6月26日から施行する